

福山市立一ツ橋中学校 『生徒指導規程』

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(目的)

第1条 集団生活を営む上で、ルールの大切さや守る義務について理解させ、生徒が互いに安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定める。

(制服)

第2条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。

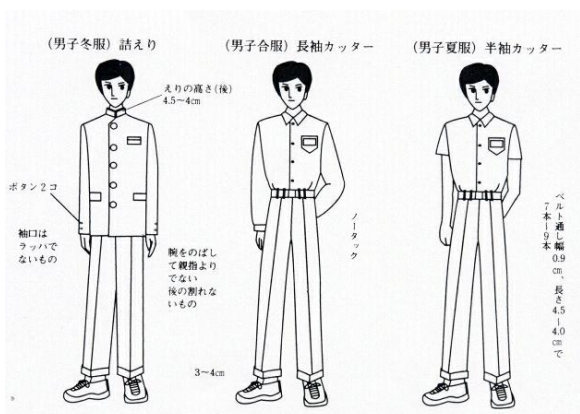
(1) 男子

《冬服・合服》

- ①黒詰襟標準型学生服上下・学校で指定した標準(襟にカラーが必要なタイプは必ずつける、ズボンの変形は不可)
- ②上衣の下は白色のカッターシャツ
- ③上衣をとる期間の上衣は白色カッターシャツ
- ④ベルトの色は黒・茶・紺・灰色無地

《夏服》

- ①白色半袖開襟シャツまたは白色半袖カッターシャツに黒のズボン
- ②カッターシャツの裾は必ずズボンの下に入れる
- ③下着は白色(カッターシャツから下着の色が透けて見えないこと、体操服は良い・メーカーの胸にあるワンポイントは可)



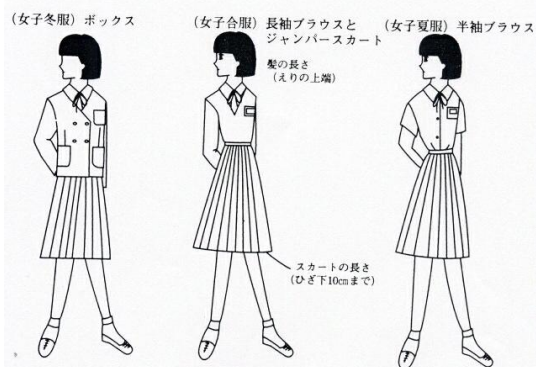
(1) 女子

《冬服・合服》

- ①ボックス紺色
- ②ジャンパースカート紺色(学校で指定した基準のもの)
- ③ブラウス白色(ブラウスの襟は丸襟、袖は長袖・フリルやレースなどの飾りのないもの)
- ④スカート(紺色・車ひだ・ジャンパースカート・ベルトつき、ひだ 24・内ポケットつき、長さはひざが見えないようにし、ひざ下 10 cmまで)
- ⑤棒タイ(紺色の細い棒タイを胸元でむすぶ)

《夏服》

- ①白半袖ブラウス(冬ブラウス型で半袖)
- ②スカート(腰スカート、ベルトは使用しない)
- ③棒タイ(紺色の細い棒タイを胸元でむすぶ)
- ④下着は白(ブラウスから下着の色が透けて見えないこと、体操服は良い・メーカーの胸にあるワンポイントは可)



(3) その他の服装

- ①セーター・ベスト等(重ね着は、派手でないもので、首・裾口、裾からでないもの可)
- ②ネーム(常に左胸につけること、ネームには校章・学年学級章をつけること)
- ③手袋やマフラー(華美で高価なものは不可)
- ④靴下(男女とも白一色のもの・ワンポイントは可、白色くるぶしソックスは可、華美にならないこと)

(髪型)

第3条

(1) 男子

- ①長さ(前…たらして眉にかからないこと、横…耳にかからないこと、後…指を3本重ねそれ以上の長さ不可)
- ②髪型・色(変形・染色不可)
- ③その他(洗髪料・ワックス不可)

(2) 女子

①長さ(前…たらして目にかからないこと・かかる場合、髪は飾りのないピンでとめてたれないようにすること、後…ブラウスの衿の線より長くしないこと、ただし冬服の場合は襟幅の半分より長くしないこと、長い場合は黒・茶・紺色等のゴムで後で束ねること・前や頭頂部で束ねること不可) ②髪型・色(変形・染色不可) ③その他(洗髪料・ワックス不可)

(3) その他

眉毛(剃るなど手を加えないで自然体であること)

(持ち物)

第4条

(1) カバン

規定のものを使用、ただし第2カバンに入りきらない場合白・青・紺・黒の華美でない補助カバン可

(2) 学校への持ち込み禁止物

授業に必要なもの(携帯電話、ウォークマン・iPod 等音の出るもの、DS・ゲーム等、マンガ、お菓子・ジュース等間食、ピアス・指輪等アクセサリー類の装着・所持)

(3) その他

化粧、マニキュア(爪を伸ばす)等装飾禁止

※ 学校内への持ち込み禁止が守れず、学校が預かることとなった物品は、保護者を通じて返却する。

(授業規律)

第5条 授業規律を守り、自分勝手な行動をとらない。

(1) 2分前行動、1分前着席(休憩時間に次の授業準備や教室移動を行い、チャイムが鳴る前に、自分に席についておく。)

(2) 授業妨害(体調不良等で緊急を要する以外に、他の生徒の授業を妨げる行為①勝手に席を離れる ②教室の出入り ③授業中の私語、指導無視)

(届け出・許可証)

第6条 届け出・許可の必要なもの

- (1) 遅刻・欠席連絡(8時15分までに保護者が連絡)
- (2) 病気・事故・早退等(担任か学年の先生に言う)
- (3) 保健室利用(緊急のけが以外の場合:原則担任か授業担任に理由を言い許可書をもらう)
- (4) 自転車通学(許可制…学校が指定した区域、許可区域外で事情がある場合は担任を通して学校の許可を得ること)

(5) JR(100 km以上)の学割(担任に申し出ること)

第3章 校外での生活に関すること

(目的)

第1条 社会のルールを守る義務について理解させ、中学生としてふさわしい生活を送るために必要な事項を定める。

第2条 校外生活について

- ①夜間の外出(必ず保護者同伴)
- ②友だちの家へ行くこと(保護者が留守、泊は禁止)
- ③映画・演劇鑑賞(学校が指定したもの以外は保護者同伴)
- ④ゲーム場(保護者同伴でも禁止)、カラオケやインターネットカフェ(保護同伴可)
- ⑤アルバイト(原則禁止。やむを得ない場合は保護者了解のもと担任を通して学校の許可を得ること)

第4章 特別な指導に関すること

(目的)

第1条 特別な指導は、教室を離れ、別室で学習しながら自己の行動を振り返らせる指導である。

第2条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規等に違反する触法行為
- (2) 本校の校則(生徒指導規程)に違反する行為
- (3) 繰り返し行われる授業妨害

第3条 教育上特別な指導が必要と判断した場合は、保護者に来校を求めるか、家庭訪問を行い、必ず別室に至った経緯や指導方針を説明する。

(指導内容)

第4条 特別な指導の内容

- (1) 振り返りと反省
- (2) 指導と説諭、問題行動によっては課題学習

(特別な指導の期間)

第5条 特別な指導の期間は、数時間から数日を目安とする。生徒の状況によっては、期間の短縮や延長も考慮する。

(事後指導)

第6条 特別な指導終了後、校長に学校生活の努力目標等を約束させた上で、教室での学習を再開する。また、事後1週間程度、経過観察を行う。